

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課)

一

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

(税 務 課)

二

岐阜県統計調査条例に基づき県統計調査に関する告示の一部改正

(統 計 課)

二

岐阜県史跡の指定解除

(文化伝承課)

二

公 示

土地改良区役員の退任

(揖斐農林事務所)

二

規 則

岐阜県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第一号

岐阜県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県宅地建物取引業法施行細則(昭和五十三年岐阜県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条の二第一項」を「第五条第一項」に改める。

第六条中「法」を「閲覧所における法」に、「その他の書類」を「及び特定書類」に改める。

第八条中「かわらさず」、「の下に」を「閲覧所における」を、「ときは」の下に「閲覧所に」を加える。

第十条中「一」を「いずれかに」に改め、「対して」の下に「閲覧所における」を加え、同条第二号中「き損」を「毀損」に改める。

第十四条ただし書中「第三十条の二第一項」を「第十九条の三」に改める。
附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

第 五 百 五 十 三 号
令 和 七 年 一 月 七 日
(火曜日)

告 示

岐阜県告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

令和七年一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取 消 年 月 日
東村石油株式会社	東村 伸義	養老郡養老町押越九二三番地の一	令和 六・一・一

岐阜県告示第二号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第二百四十号）の一部を次のように改正する。

令和七年一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

「岐阜県・中京都市圏総合都市交通体系調査 補充調査」を
「岐阜県・中京都市圏総合都市交通体系調査 補充調査」に改める。

岐阜県告示第三号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第九条第二項の規定により、次のとおり岐阜県史跡の指定が解除されたので、同条第三項において準用する同条例第四条第四項の規定により告示する。

令和七年一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

指定が解除された岐阜県史跡

指定番号	種目	名称	員数	内 容	所在地	所有者	住 所
岐史三三一	古墳	坊の塚古墳	一基	古墳時代前期末頃に築造された前方後円墳	各務原市鷺沼羽場町五丁目二五番及び二六番	各務原市	各務原市那加桜町
岐史一四一	城跡	篠脇城跡	一カ所	発達した畝状空堀群等がある山城跡	郡上市大和町牧字志ノ脇九五五番八、九五六番一、九六五番九六七番及び九六八番一	郡社明建神社ほか二五名	郡上市大和町ほか

公 示

土地改良区役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により告示する。

令和七年一月七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土 地 改良区名

退 任 年 月 日

役 名

氏 名 住 所

揖斐川土
地改良区

令和
六・三・
五

理事 森 本 勲
揖斐郡揖斐川町北方 二〇二三番地

令和七年一月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社